

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		特別障害者手当受給資格の再認定
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第5条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条（第1号、第2号及び第9号を除く。）及び第14条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>2 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(2) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの（2参照）に入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>3 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの。</p> <p>法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1条各号（第1号、第2号及び第9号を除く。）に掲げる施設（3参照）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム</p> <p>4 第1条各号（第1号、第2号及び第9号を除く。）に掲げる施設</p>	

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 削除
- (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋委縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- (7) 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設
- (9) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの